

令和8年度会計年度任用職員

教育支援館 特別支援教育支援員 募集要項

1. 職種及び採用予定人数

特別支援教育支援員 若干名

2. 応募資格

特別支援教育に理解があり、業務に支障をきたすような健康上の問題がなく勤務できる方

※下記のいずれかに該当する方は応募できません。

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 職務内容

支援を必要としている園児・児童・生徒のサポート

4. 勤務場所

台東区立小学校、中学校、幼稚園、保育園、こども園（特別支援学級を含む）

※勤務場所は学校園の人員状況により決定します。

5. 勤務条件

（1）6時間勤務（台東区立小学校、中学校、幼稚園、こども園）

①雇用期間 令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績により次年度に再度任用する場合あり

※希望する勤務日数によっては、すぐに勤務開始とならず上記の雇用期間でない場合があります。

②勤務日数

月勤務日数	年間勤務日数
月15日（週4日相当）	年75日
月10日（週3日相当）	年50日
月7日（週2日相当）	年35日
月4日（週1日相当）	年20日

※ 行事・土曜日授業等により土曜日・日曜日勤務場合があります。

※ 他の月との振替で、月勤務日数が増減することがあります。ただし、本人都合の振替はできません。

※ 年度途中で月勤務日数を変更することはできません。

- ③勤務時間 基本、8時30分から15時30分（休憩時間1時間がある場合）、
または8時30分から14時30分（休憩時間1時間がない場合）
⇒所属長と協議の上、決定 ※実働6時間

④報 酬

勤務日数	月額
月15日（週4日相当）	144,070円
月10日（週3日相当）	96,046円
月7日（週2日相当）	67,232円
月4日（週1日相当）	38,418円

- ※ 基本報酬額と地域手当を合わせた金額になります。
※ 実際の月勤務日数に関わらず毎月固定額が支給されます。
※ 報酬の額は給与改定により変動する場合があります。

- ⑤手 当 等 通勤手当（上限5万5千円）・期末手当、勤勉手当（支給要件あり）

- ⑥社会保険 月15日勤務の場合、健康保険・厚生年金保険・雇用保険加入

- ⑦有給休暇 勤務日数によって付与

（2）7時間勤務（台東区立保育園、こども園）

- ①雇用期間 令和8年11月1日から令和9年3月31日まで
※勤務実績により次年度に再度任用する場合あり
※希望する勤務日数によっては、すぐに勤務開始とならず上記の雇用期間でない場合があります。

②勤務日数

月勤務日数	年間勤務日数
月17日（週4日相当）	年85日
月13日（週3日相当）	年65日
月9日（週2日相当）	年45日
月5日（週1日相当）	年25日

- ※配置先の保育園との相談により土曜勤務も可能です。
※行事等により土曜日・日曜日勤務の場合があります。
※他の月との振替で、月勤務日数が増減することがあります。ただし、本人都合の振替はできません。
※年度途中で月勤務日数を変更することはできません。

- ③勤務時間 基本：午前9時00分～午後17時00分 ※実働7時間

④報 酬

勤務日数	月額
月17日（週4日相当）	190,494円
月13日（週3日相当）	145,671円
月9日（週2日相当）	100,849円
月5日（週1日相当）	56,026円

- ※ 基本報酬額と地域手当を合わせた金額になります。
- ※ 実際の月勤務日数に関わらず毎月固定額が支給されます。
- ※ 報酬の額は給与改定により変動する場合があります。

⑤手 当 等 通勤手当（上限5万5千円）・期末手当、勤勉手当（支給要件あり）

⑥社会保険 月17日・月13日勤務の場合、健康保険・厚生年金保険・雇用保険加入

⑦有給休暇 勤務日数によって付与

6. 応募方法

- (1) 提出書類 特別支援教育支援員応募用の履歴書（顔写真を添付）
※上記指定の履歴書は台東区HPよりダウンロードしてください。市販の履歴書や職務経歴書、他社フォーマットでのご応募は一切受け付けませんのでご注意ください。
※連絡の取れるメールアドレスを記入してください。
- (2) 募集期間 令和8年9月3日（木）～令和8年9月17日（木）【必着】
- (3) 提 出 先 〒111-8621
東京都台東区西浅草3-25-16
台東区立教育支援館 特別支援教育支援員採用担当 宛
- ※ 提出された応募書類は採用選考のみに使用し、それ以外の目的では使用いたしません。
なお、提出された書類については返却できませんのでご了承ください。
※ 郵送にて提出してください。

7. 選考方法

- (1) 一次選考 応募書類による書類選考
※合否の結果は応募者全員に通知します。
- (2) 二次選考 面接審査（一次合格者のみ日時を個別に連絡いたします）
①日時 令和8年9月 28日（月） 9時～15時
9月 29日（火） 13時～17時
9月 30日（水） 13時～17時
※面接日は上記の日時のみです。上記の日時のうち面接可能な日時をすべて履歴書に記載してください。
②場所 台東区立生涯学習センター
※二次選考終了後、配属先となる学校園での面談を行います。

8. 特記事項

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令

和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

- ・特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下、条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。を除く。))であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

9. その他

- ・採用後、過去6ヵ月以内撮影の胸部X線の診断書を提出していただきます。(自己負担)
- ・希望する勤務日数によっては、すぐに勤務開始としない場合があります。
- ・配置となる学校園については、人員状況によるため希望どおりにはなりません。ご了承ください。

問合先・提出先
台東区教育委員会 教育支援館
電話 03(5246)5921